

第 36 条 消防本部及び署所の消防職員の総数

1 指針の概要

消防本部及び署所における人員の総数は、次の①～⑥の合算数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

- ① 消防本部及び署所が管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員数

(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲で、消防用自動車等のうち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することをあらかじめ定めている場合にあっては、当該複数のものそれぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)

- ② 救助のための要員の数
③ 指揮隊の隊員の数
④ 通信員の数
⑤ 予防要員の数
⑥ 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数

2 現状と課題

- (1) 平時における消防の相互応援に係る業務量の増加（別添 1 参照）

平時において消防の相互応援に係る業務を行う人員の数は、「⑥ 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数」に含めているところであるが、特に管轄人口規模が大きな消防本部においてその業務量が増加しているものと思われる。

- (2) 乗換運用の台数（別添 2 参照）

○ 消防隊の隊員は、搭乗する消防車両の乗換運用が認められており、その台数は指針に規定されているものではないが、調査要領において、ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車については 2 台までとされている。（特殊車間の相互乗換については、台数制限がない。）

○ 緊急消防援助隊の無償使用車両をはじめとする特殊車は、管轄人口規模の大きな消防本部に多く配置されており、これらの乗換運用が無制限に行われた場合、大規模災害や特殊災害発生に対応する特殊車の運用に支障が出ることが懸念される。

一方、特殊車以外の乗換運用の実態を見ると、3 台以上の乗換運用を行っている消防本部もあり、管轄人口規模が小さいほどその傾向が大きいものと思われる。

3 対応策・考え方

- (1) 平時における消防の相互応援に係る業務量の増加に対する対応

業務量の増加を踏まえて、「庶務の処理等」の中に消防の相互応援に関する業務が含まれることを明記する。

- (2) 乗換運用の台数に関する考え方

○ 大規模災害や特殊災害発生時において特殊車の運用に支障のないようにするためにはどうすべきか検討してはどうか。

○ 一方、管轄人口規模の小さい消防本部における乗換運用の台数はどうあるべきか検討してはどうか。

⇒ いずれにしても、指針に規定されているものではないので、引き続き関係消防機関と検討・調整し、必要に応じて「平成 27 年度消防施設整備計画実態調査」の調査要領に考え方を明記することとしてはどうか。

3 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>(消防本部及び署所の消防職員の総数)</p> <p>第36条 消防本部及び署所における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。</p> <p>(1) 消防本部及び署所の管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員の数(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することをあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)</p> <p>(2) <u>第31条第3項に規定する救助のための要員の数</u></p> <p>(3) <u>第32条第1項に規定する指揮隊の隊員の数</u></p> <p>(4) <u>第33条に規定する通信員の数</u></p> <p>(5) <u>第34条第1項に規定する予防要員の数</u></p> <p>(6) <u>消防本部及び署所の庶務の処理等</u></p> <hr/> <p>のために必要な人員の数</p> <p>2 前項の規定により人員の総数を計算する場合においては、前条第1項及び第2項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第1号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗</p>	<p>(消防本部及び署所の消防職員の総数)</p> <p>第36条 消防本部及び署所における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。</p> <p>(1) 消防本部及び署所の管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員の数(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することをあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>第32条第1項に規定する指揮隊の隊員の数</u></p> <p>(3) <u>第33条に規定する通信員の数</u></p> <p>(4) <u>第34条第1項に規定する予防要員の数</u></p> <p>(5) <u>消防本部及び署所の庶務の処理等(消防の相互応援に関する業務を含む。)</u>ののために必要な人員の数</p> <p>2 前項の規定により人員の総数を計算する場合においては、前条第1項及び第2項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第1号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗</p>

する消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第3項の規定により予防要員について第34条第1項第3号に定める数に相当する要員の数を交替制により勤務する職員をもって充てる場合にあつては、前項第5号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から第34条第1項第3号に定める数に相当する要員の数を除いた数」と読み替えるものとする。

する消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第3項の規定により予防要員について_____ 交替制により勤務する職員をもって充てる場合にあつては、前項第4号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から交替制により勤務する職員をもって充てる数を除いた数」_____と読み替えるものとする。

緊急消防援助隊と消防力の整備指針の関係について

緊急消防援助隊について

目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 平成25年4月現在、下記の10部隊で編成され、4,594隊が登録。

【部隊概要】（注：平成25年4月現在、重複を含むため合計は一致しない。）

指揮支援部隊 (都道府県隊)	38隊	救急部隊	1,043隊	水上部隊
都道府県隊指揮隊	111隊	後方支援部隊	732隊	特殊災害部隊
消火部隊	1,633隊	航空部隊	73隊	特殊装備部隊
救助部隊	412隊			

平常時の緊急消防援助隊に関する業務

- 緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画等の策定、見直し
- 緊急消防援助隊全国訓練、ブロック訓練への参加
- 無償使用車両の維持管理
- 緊急消防援助隊車両の登録管理 等

緊急消防援助隊と消防力の整備指針について

緊急消防援助隊については、災害の大規模化・複雑化とともに、機能・規模の拡大が進み、上記のとおり一定の業務量が発生している。



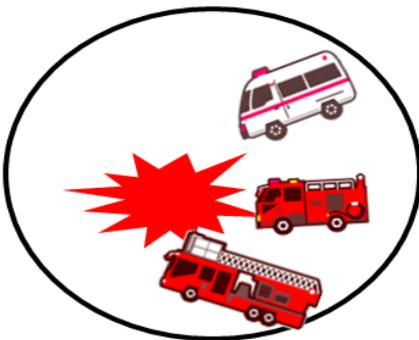
緊急消防援助隊に係る日常業務について、消防力の整備指針に明記すべきではないか。

広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

通常の火災・事故・災害の場合

○当該市町村の消防で対応

全国の消防本部数 770本部
 全国の消防職員数 160,392人
 全国の消防団員数 868,872人
 (平成25年4月1日現在)



大規模な火災・事故・災害の場合

○消防相互応援協定に基づき
 近隣市町村(県外を含む。)や
 県内市町村から消防の応援

都道府県内応援の協定数 85
 同一都道府県内の市町村のみの協定数 1,635
 都道府県外の市町村を含む協定数 595

(平成25年4月1日現在)



より大規模な火災・事故・災害の場合

○近隣都道府県や全国から消防の応援
 = 緊急消防援助隊
 (平成25年4月1日現在登録状況 4,594隊)

出動事例

地震 — 新潟県中越地震(H16)、東日本大震災(H23)
 水害 — 新潟・福島豪雨(H16)、福井豪雨(H16)
 救助 — JR西日本福知山線列車事故(H17)、等 (計24事例)

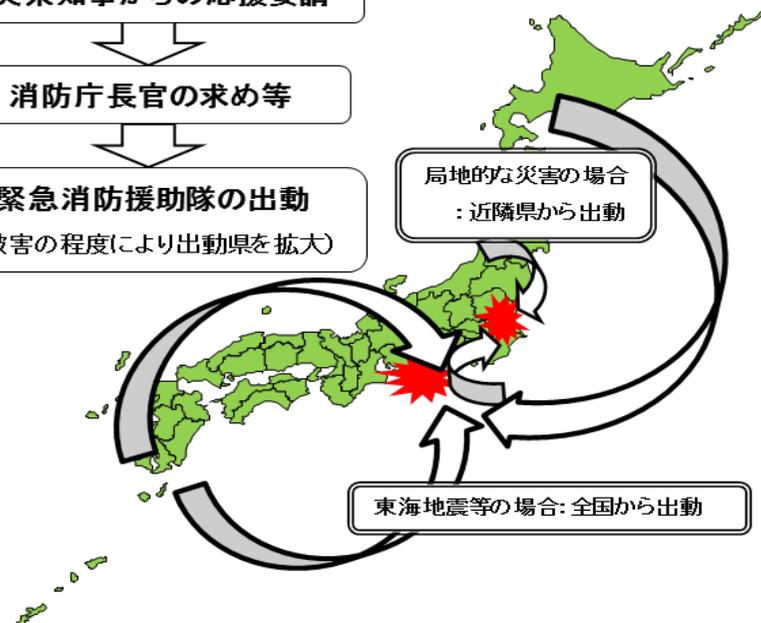
被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め等

緊急消防援助隊の出動
 (被害の程度により出動県を拡大)

局地的な災害の場合
 : 近隣県から出動

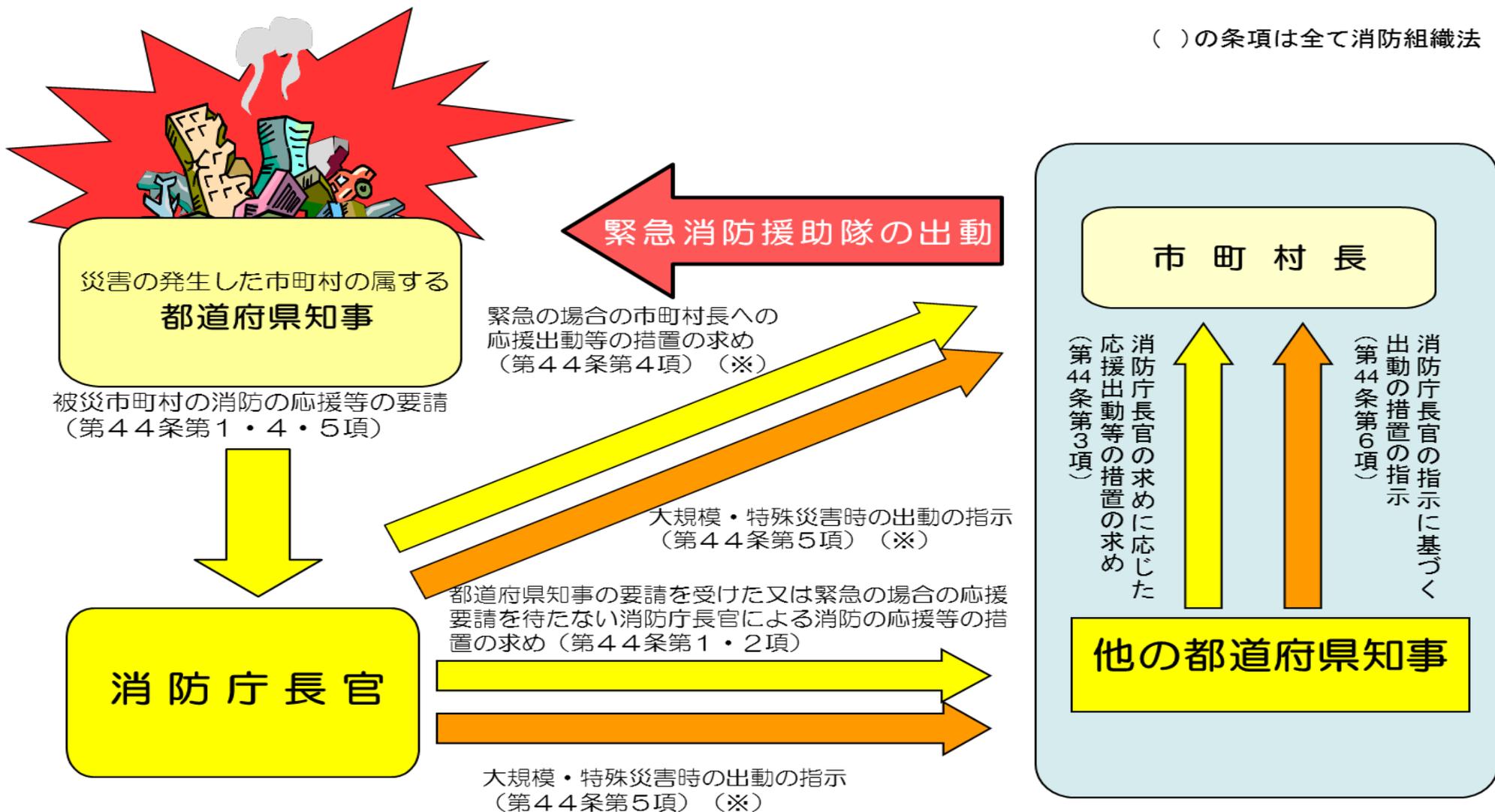
東海地震等の場合: 全国から出動



緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム

()の条項は全て消防組織法

9



(※) 都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待ついとまがない場合(第44条第2項)がある。

消防車両の乗換運用について

1 乗換運用とは

消防隊員は、搭乗する車両の乗換運用が認められており、その台数は「指針」ではなく調査要領で説明。

搭乗車両	搭乗人員数	乗換台数
・ポンプ車 ・はしご車 ・化学車	4～5人	2台まで (特殊車との乗換を含む。)
特殊車	機能を十分に発揮できると認められる人数	台数制限なし (特殊車間の相互乗換に限る。)

2 乗換運用の状況（イメージ）

大規模消防本部のイメージ


4～5人（専従）


4～5人（専従）

・特殊車以外は専従隊員を配置（乗換しても2台までと）している本部が多い。


必要人数（乗換）

・特殊車の台数は多い。
（多くは乗換）

小規模消防本部のイメージ


4～5人（乗換）

・特殊車以外も乗換（3台以上を含む）が多い。

・特殊車の台数は少ない。

【災害対応車】
ポンプ車



はしご車



特殊車（10t 水槽車）



特殊車（ブローカー車）



特殊車（特殊災害車）



【後方支援車】

特殊車（重機搬送車）



特殊車（災害対応多目的車）



3 課題と対応策（案）

- 特殊車が多数配置されている消防本部において、制限なく乗換運用が行われた場合、大規模・特殊災害に対応する特殊車の運用に支障がでることが懸念される。
→ 特殊車の運用について支障がないように検討してはどうか。
- 一方、管轄人口規模の小さな消防本部では、特殊車以外であっても2台以上の乗換運用を行っている本部が多く、乗換台数の制限を緩和して欲しいとの意見もある。
→ 管轄人口規模の小さな消防本部における特殊車以外の車両の乗換台数を検討してはどうか。

参考資料

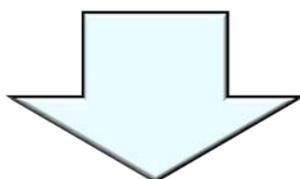
管轄人口規模の小さい消防本部の状況

○ 管轄人口5万人未満のA消防本部の例

項目		基準数	整備数	充足率
消防職員数		116人	50人	43.1%
毎日勤務者		13人	11人	84.6%
交替制勤務者※		103人	39人	37.9%
1当務の人員		32人	12人	—
通信員		2人	1人	50.0%
搭乗人員 (10台)	ポンプ車①	4人	3人	37.1%
	ポンプ車②	4人	2人	
	はしご車	4人	乗換	
	化学車	4人	乗換	
	救急車①	3人	3人	
	救急車②	3人	3人	
	救急車③	兼務	兼務	
	救助工作車	5人	乗換	
	指揮車	3人	乗換	
	特殊車	乗換	乗換	

※ H24年度消防施設整備計画実態調査により調査した数値

※ 交替制勤務者数は、1当務の人員数×3部制（年休要員を考慮）



1当務人員12名で計10台の緊急車両を運用